

# 仕 様 書

1 業務名  
園芸振興センターハウス暖房設備修繕業務

2 業務箇所  
秋田市仁井田字小中島地内

3 業務内容  
秋田市園芸振興センターの暖房設備について修繕を行うもの

(1) 既設暖房設備撤去  
ハウス内の既設暖房設備の撤去

設置ハウス	撤去設備	台数
1号ハウス	地下水ヒートポンプ暖房設備(10馬力)	2台
	地下水ヒートポンプ冷温水設備(10馬力)	1台
3号ハウス	地下水ヒートポンプ暖房設備(10馬力)	1台

(2) 暖房設備更新  
暖房設備の設置・附帯配管等の接続および灯油暖房機・灯油ボイラの移設  
ア 設備を設置するハウス等

設置ハウス	更新設備	台数
1号ハウス	ヒートポンプエアコン(5馬力)	4台
3号ハウス	ヒートポンプエアコン(5馬力)	2台

本設備は、農業用ハウスに設置するため、以下の仕様を満たすものとする

- ・設定温度範囲は、10℃～30℃以上であること
- ・コーティング等による制御基板への防湿・防塵の対策がされていること

イ 設置および移設については、別紙の各ハウスの平面図および設備図を参照  
ウ 附帯する冷媒配管やドレン配管、電気配線等の作業も本業務に含むものとする  
エ 暖房設備更新完了後に担当者立会いのもと、試運転を行うこと

(3) その他

- ア 労働安全衛生法、関係法令を遵守し、修繕業務を行うこと
- イ 記載事項以外で疑義が生じた場合は、担当者と協議のうえ、修繕業務を行うこと

4 業務範囲  
別紙配置図のとおり

5 報 告

- (1) 着工前・完成の確認できる写真
- (2) 竣工図
- (3) その他指示する書類

6 履行期間  
契約締結日の翌日から令和5年12月27日まで